平成２２年（フ）第９４２号
神戸市兵庫区塚本通５丁目３番16号森本文化
債務者　安川　浪子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９８号
兵庫県川西市山下町11番２号
債務者　石川　朝路
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３０５号
兵庫県宝塚市湯本町９番18―1105号
債務者　橋本　聖一
1　決定年月日時　平成22年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７号
兵庫県揖保郡太子町鵤1121番地６
債務者　山田　洋市
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第９２号
広島県世羅郡世羅町下津田2370
債務者　宇坪　直美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
広島県世羅郡世羅町大字西上原426番地６
債務者　田村　洋行
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
広島県福山市西深津町４丁目１番３―406号、旧住所広島県福山市西深津町４丁目１番３―203号
債務者　重森しのぶ
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０３号
広島県福山市木之庄町５―22―41　セントアイランド103号室、住民票上の住所広島県福山市御幸町大字下岩成332番地
債務者　檀上　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３３７号
愛媛県松山市北久米町289番地１　ロイヤルサンタ北久米203号
債務者　西尾　三枝
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３６６号
愛媛県松山市土居田町587番地３
債務者　渡部　輝子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
愛媛県東温市南方521番地１　エスポワール紫音Ｂ201号
債務者　髙須賀英史
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市幸袋781番地193
債務者　髙山　英子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４８号
福岡県筑後市大字溝口1384番地３
債務者　近藤三岐子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第４９号
福岡県筑後市大字一条1392番地９
債務者　近藤　春樹
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５０号
福岡県筑後市大字一条1392番地９
債務者　近藤　朝美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１０６号
熊本市山ノ神２丁目１番14号
債務者　益田　敬治
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８７号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣5194番地１
債務者　鶴井　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
宮崎地方裁判所破産係